

# 審査基準

令和2年5月26日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第3条第1項
処分の概要：古物商の許可
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 古物営業法第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審査基準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：40日
申請先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問い合わせ先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）
備考：